

令和7年度 新人ハンター養成講座受講者募集要領

1 事業目的

野生鳥獣による農作物等の被害を低減又は予防するためには、野生鳥獣の増加を防ぐ捕獲圧（狩猟による影響）を維持する必要があります。

このためには狩猟者の確保が不可欠ですが、イノシシやニホンジカ等の大型獣の捕獲に当たって必要な人材は依然として不足しており、近い将来、捕獲圧の維持は困難になってしまふことが予想されます。

そこで、狩猟者を確保し、その数を維持するため、狩猟に関心のある者を掘り起こし、狩猟免許の取得及び狩猟に関する様々な知識や技術を身に付けてもらう「新人ハンター養成講座」を開講し、野生鳥獣と共生するための地域・環境づくりに欠かせない人材を育成します。

2 受講の要件（次項のいずれにも該当する者であること。）

- (1) 宮城県内に住民票があり、募集期間最終日において満20歳以上60歳以下の健康な者
- (2) 第一種銃猟免許を所持していない者（過去に同免許を所持しており失効した者も含む）であつて、令和7年度に実施される狩猟免許試験（第一種銃猟免許）を受験予定の者
- (3) 講座修了後（狩猟免許取得後）は、地域の猟友会に入会を予定し有害鳥獣捕獲に協力するなど、狩猟者としての社会貢献活動に意欲的な者
- (4) 第一種銃猟免許の欠格事由に該当せず、過去に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に抵触する違反行為をしていない者

3 定員

40人とします。応募多数の場合は、7月又は8月実施予定の狩猟免許試験（第一種銃猟免許）受験予定で申込みした者を優先するほか、申込書に添付する「養成講座の受講動機と抱負」（小作文 400字程度）などにより選考します。

4 受講について

講習は、県が委託する団体が、原則として土曜日または日曜日に実施し、うち1回は一般社団法人宮城県猟友会が実施する事前講習会を受講いただきます（本講座では7月14日（月）または7月16日（水）の受講が望ましい）。なお、事前講習会受講料は、第一種銃猟免許分を1回のみ本講座より負担します。第一種銃猟免許以外の狩猟免許に係る受講料は、自己負担となります。

また、本講座は「有害鳥獣捕獲の新たな担い手となる狩猟者の確保・育成」を目的としていますので、受講者は、山林の移動に適した服装・靴で受講願います。講習場所によっては虫除け・ヒル対策のほか、ぬかるみ・雨対策（長靴やレインウェアなど）も必要となりますので、事前に準備願います。

カリキュラムの概要については、別紙年間計画表（予定）のとおりです。

5 講座修了証

- (1) 全6回（予定）の講座数のうち、4回以上の出席をもって、講座修了証を交付します。
- (2) 1日の講座時間の半分以上を受講すれば出席とします。
- (3) 出席回数が(1)の規定に達しない場合でも、希望があれば以後の受講は認めます。
- (4) 受講料を納入しない・狩猟免許試験（第一種銃猟免許）を受験しないなど、途中で受講の要件を満たさなくなった場合は、原則として、以後の受講は認めません。

6 受講料等について

- (1) 受講料として、1人当たり2,000円を上限に、ご負担いただきます。(受講料納入後の返金要求には応じかねます)
- (2) 申込みに必要な身分証コピー料または住民票交付手数料は、受講者の負担となります。
- (3) 講座の実施会場までの交通費用は、受講者の負担となります。
- (4) 狩猟免許及び猟銃所持許可等の資格を取得する場合の費用は、受講生の負担となります。

【参考】各種資格取得に必要な講習会等の受講費用（令和7年度時点）

- 狩猟免許試験受験料 1種類につき5,200円（一部免除者は3,900円）
- 猟銃所持許可に係る費用 およそ60,000円（初心者講習会及び教習射撃等の費用であり、猟銃の購入費用は含まれません。）

7 応募方法

(1) 電子申請システムによる申込方法

下記URLより、必要事項を入力の上、申請してください。

応募フォーム：<https://logoform.jp/form/GQGB/1026600>

(2) 持参又は郵送による申込方法

「新人ハンター養成講座受講申込書」（別紙様式）、「養成講座の受験動機と抱負」（小作文）及び「宮城県内在住であることが確認できる公的身分証」の写し（マイナンバーカードや運転免許証及びパスポートなど、原寸サイズをA4版にコピーしたもの）または住民票（交付後3ヶ月以内のもの）1通を下記まで持参又は郵送してください。

〒980-8570

仙台市青葉区本町3丁目8-1 宮城県環境生活部 自然保護課 野生生物保護班 宛て

※郵送の場合は、封筒に「新人ハンター養成講座申込書在中」と朱書してください

8 募集期間

令和7年5月9日（金）から5月30日（金）まで（郵送の場合は当日消印有効）

9 受講決定の通知

受講が認められた応募者には、令和7年6月6日（金）までに、その旨をメールまたは書面で通知します。

10 受講にあたっての留意事項

この講座は、狩猟免許取得後の鳥獣捕獲に役立つ知識や技術を取得してもらい、有害野生鳥獣捕獲の担い手等となる狩猟者の確保・維持を目的としており、受講修了後は一般社団法人宮城県猟友会へ入会及び活動参加を意識された方向けとなっています。ジビエ利活用の事業や趣味を目的に狩猟免許を取得したい方向けの講座ではありませんので、申込みの際はご注意ください。

なお、この講座を受講されなくても、狩猟免許試験は受験可能です。

11 その他

災害等により、やむを得ず、講座日程の変更や中止をする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。その際、お支払いいただいた受講料の一部又は全額を返金する場合があります。

12 問合せ先

〒980-8570

仙台市青葉区本町3丁目8-1 宮城県環境生活部 自然保護課 野生生物保護班

電話 022-211-2673 (直通)